入　札　説　明　書

調達物品名　高 度 救 助 資 機 材

新　潟　市　財　務　部　契　約　課

この入札説明書は，政府調達に関する協定（平成７年条約第23号），地方自治法（昭和22年法律第67号），地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。），地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第372号），新潟市契約規則（昭和59年新潟市規則第24号。以下「規則」という。），新潟市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成19年新潟市規則第88号。以下「特例規則」という。），本件の調達に係る入札公告（以下「入札公告」という。）のほか，本市が発注する調達契約に関し，一般競争に参加しようとする者（以下「競争加入者」という。）が熟知し，かつ，遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

１　競争入札に付する事項

(1)　調達物品名及び数量

高度救助資機材　　１式

（案件番号７９０００）

(2)　調達物品の特質等

仕様書のとおり

(3)　履行場所

新潟市消防局（新潟市中央区東大畑通１番町６４３番地２）

(4)　納入期限

平成20年３月17日まで

(5)　入札方法

総価で入札に付する。落札決定に当たっては，入札書に記載された金額に当該金額の５％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは，その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので，競争加入者又はその代理人は，消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず，契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

２　入札に参加する者に必要な資格

(1)　本市の競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。

(2)　地方自治法施行令第 167 条の４第１項の規定に該当しない者であること。

(3)　新潟市競争入札参加資格者指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止措置を受けていない者であること。

(4)　「メンテナンス対応等証明書」（別紙１），「同等品申請書兼承認書」（別紙２）を提出できるものであること。

３　問い合わせ先等

(1)　契約条項を示す場所及び入札手続等に関する問い合わせ先

郵便番号951－8550

新潟市中央区学校町通１番町602番地１

新潟市財務部契約課物品契約係

電話 025－228－1000　内線 32213・32214　FAX 025－225－3500

(2)　同等品申請書兼承認書の交付に関する問い合わせ先

郵便番号951－8106

新潟市中央区東大畑通１番町643番地２

新潟市消防局警防課装備係

電話025－223－3191　内線2056

4　競争入札参加申請等

(1)　本件調達物品の入札に参加を希望する者は，別添一般競争入札参加申請書を，平成19年７月18日17時までに上記３（1）の場所に直接又は郵便により提出すること。

(2)　「メンテナンス対応等証明書」（別紙１），「同等品申請書兼承認書」（別紙２）は，一般競争入札参加申請書と同時に提出すること。「同等品申請書兼承認書」は，提出前に発注課(上記３(2)の場所)の承認を受けること。

(3)　入札者は，提出された書類に関し説明を求められた場合は，これに応じるものとする。

(4)　一般競争入札参加資格確認結果通知期限　　平成19年７月25日

5　入札保証金

入札保証金は免除する。

6　　入札及び開札

(1)　入札・開札日時及び場所

ア　日 時 平成19年８月10日　13時50分

イ　場 所 上記３(1)の同所　第１分館契約課入札室

(2)　郵送による入札書の受領期間及び受領期限

ア　受領期間　平成19年８月３日から平成19年８月９日まで

イ　受領期限　平成19年８月９日 17時

ウ　提出先　　上記３(1)の場所へ提出すること。

(3)　競争加入者又はその代理人は，仕様書，別添「仮契約書（案）」及び規則を熟知の上，入札をしなければならない。仕様書等について疑義がある場合は，別添質疑書を平成19年６月22日から平成19年７月18日17時まで，上記３（1）へファックスにより提出すること。

(4)　競争加入者又はその代理人は，本件調達に係る入札について他の競争加入者の代理人となることができない。

(5)　入札室には，競争加入者又はその代理人以外の者は入室することができない。ただし，入札担当職員が特にやむを得ない事情があると認めた場合は，付添人を認めることがある。

(6)　競争加入者又はその代理人は，入札開始時刻後においては，入札室に入室することができない。

(7)　競争加入者又はその代理人は，入札室に入室しようとするときは，入札担当職員に一般競争入札参加資格確認結果通知書(写し可) 並びに代理人をして入札させる場合においては，入札権限に関する委任状を提出すること。

(8)　競争加入者又はその代理人は，入札担当職員が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか，入札室を退室することはできない。

(9)　競争加入者又はその代理人は，本市様式の入札書及び委任状（別添）を使用すること。

(10)　競争加入者又はその代理人は，次の各号に掲げる事項を記載した別添様式による入札書を提出しなければならない。

ア　競争加入者の住所，会社（商店）名，入札者氏名及び押印（外国人にあっては，署名をもって押印に代えることができる。以下同じ。）

イ　代理人が入札する場合は，競争加入者の住所，会社（商店）名，受任者氏名（代

理人の氏名）及び押印

ウ　入札金額

エ　履行期限，履行場所

オ　品名，数量，単価及び金額

カ　品質・規格

「仕様書のとおり」という記載でも構わない。

(11)　入札書及び入札に係る文書に使用する言語は，日本語に限る。また，入札金額は，日本国通貨による表示とすること。

(12)　入札書は封書に入れ，かつ，その封皮に入札の日時，品名，競争加入者の氏名（法人にあっては，その名称又は商号）を記載し，入札公告に示した日時に入札すること。なお，郵便（書留郵便に限る。）により入札する場合については，二重封筒とし外封筒の表書きとして「入札書在中」と朱書きし，上記で示した入札書のほか，一般競争入札参加資格確認結果通知書の写しを同封すること。加入電信，電報，電話その他の方法による入札は認めない。

(13)　入札書及び委任状は，ペン又はボールペン（えんぴつは不可）を使用すること。

(14)　競争加入者又はその代理人は，入札書の記載事項を訂正する場合は，当該訂正部分について押印しておくこと。

(15)　競争加入者又はその代理人は，その提出した入札書の引換え，変更，取消しをすることができない。

(16)　不正の入札が行われるおそれがあると認めるとき，又は災害その他やむを得ない理由が生じたときは，入札を中止し，又は入札期日を延期することがある。

(17)　談合情報等により，公正な入札が行われないおそれがあると認められるときは，抽選により入札者を決定するなどの場合がある。

(18)　開札は，競争加入者又はその代理人が出席して行う。この場合において，競争加入者又はその代理人が立ち会わないときは，当該入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。

(19)　開札した場合においては，競争加入者又はその代理人の入札のうち，予定価格の制限に達した価格の入札がないときは，直ちに再度の入札を行う。競争加入者又は代理人が開札に立ち会わない場合は，再入札に参加する意思がないものとみなす。

また，後記７の各号に該当する無効入札をした者は，再入札に加わることができない。

(20)　再入札は１回とし，落札者のない場合は地方自治法施行令第１６７条の２第１項第８号の規程により最終入札において有効な入札を行った者のうち，最低金額を記載した競争加入者と随意契約の交渉を行うことがある。

７　入札の無効

次の各号に該当する入札は，これを無効とする。

(1)　入札公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者がした入札又は代理権のない者がした入札

(2)　入札書の記載事項中入札金額又は入札者の氏名その他主要な事項が識別しがたい入札

(3)　入札者が２以上の入札（本人及びその代理人がした入札を合わせたものを含む。）をした場合におけるその者の全部の入札

(4)　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵

触する不正の行為によった入札
(5)　公正さを疑うに足りる相当な理由があると認められる入札
(6)　再度入札において初回の最低入札価格以上の価格で行った入札
(7)　入札公告等において示した入札書の受領期限までに到着しなかった入札
(8)　その他入札に関する条件に違反した入札
(9)　上記(4)，(5)に該当する入札は，その入札の全部を無効とすることがある。

8　落札者の決定方法

(1)　有効な入札書を提示した者であって，予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。
(2)　落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは，直ちに，当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において，当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは，当該入札執行事務に関係のない職員にこれに代わってくじを引かせ，落札を決定する。
(3)　落札者を決定した場合において，落札者とされなかった入札者から請求があったときは，速やかに落札者を決定したこと，落札者の氏名及び住所，落札金額並びに当該請求者が落札者とされなかった理由（当該請求を行った入札者の入札が無効とされた場合においては，無効とされた理由）を，当該請求を行った入札者に書面により通知するものとする。

9　契約の停止等

本調達物品の契約に関し，政府調達に関する苦情処理の手続に基づく苦情申立があったときは，契約を停止し，又は解除することがある。

10　契約保証金

契約金額の100分の10以上の金額とする。ただし，契約者が保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合，若しくは，過去２年間の間に国（公社・公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し，これらをすべて誠実に履行し，かつ，契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は，契約保証金を免除する。

11　契約成立の要件

契約の締結については，新潟市議会の議決を要するため，入札による落札者とは，議会の議決を得たときに本契約となる旨の内容とする仮契約を締結する。

12　契約書の作成

(1)　仮契約書を作成する場合においては，落札者は，交付された仮契約書に記名押印し，落札決定の日から10日以内の間に当該契約を締結すること。ただし，特別の事情があると認めるときは，契約の締結を延長することができる。
(2)　仮契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は，日本語及び日本国通貨に限る。

13　支払いの条件

納入物品等の代金は，当市の検査に合格した後，適正な請求書に基づいて支払う。

14　契約条項

別添「仮契約書（案）」による。

15　競争入札参加資格審査申請

本調達物品の公告時に，新潟市の競争入札参加資格者名簿に登載されていない者で本調達物品の入札に参加を希望する者は，政府調達（ＷＴＯ）契約に係る物品入札参

加資格審査申請書を，平成19年７月18日（水）までに下記へ持参すること。
　なお，申請書類は新潟市財務部契約課ホームページから取得することができるほか，新潟市財務部契約課で交付する。
　郵便番号951－8550
　新潟市中央区学校町通１番町602番地１
　新潟市財務部契約課物品契約係
　電話025－228－1000　内線32213・32214
　http://www.city.niigata.jp

一般競争入札参加申請書

年　　月　　日

（あて先）新潟市長

申請者
所在地
商号又は名称
代表者氏名　　印
担当者
（電話番号　　）
（ＦＡＸ番号　　）

下記の案件に係る一般競争入札に参加したいので，入札説明書に記載された入札に参加する者に必要な資格を満たすための提出書類を添えて申請します。

記

公告年月日	
案 件 番 号	
調達物品名	

質　　疑　　書

住　所
商号又は名称
代表者氏名　　印
（担当者　　）
（電話番号　　）
（ＦＡＸ番号　　）

１　案 件 番 号
２　調達物品名

回答は，本質疑書の提出後１０日以内に新潟市財務部契約課ホームページの当該調達物品の一般競争入札公告一覧に掲示します。

質　疑　事　項

注１　この質疑書は，仕様書等に対して質問がある場合（入札に必要な事項に限る）にのみ提出してください。
注２　提出期間を過ぎた場合は受理しません。

別紙１

メンテナンス対応等証明書

調達物品名【高度救助資機材】

１　部品供給体制

（１） 部品供給の総括窓口及び担当者名

総括窓口

担当者名

電話番号

（２） 応札希望者との関係

直営・協力　（該当するものを「○」で囲む。）

「協力」に該当する場合は，応札者等の契約状況を明らかにする契約書又は代理店証明書の写しを添付すること。

（３） 供給系統（フローチャート図）

（４） **依頼から納品までの所要日数は，２日以内で対応いたします。**

２　技術員の派遣体制（メーカーの技術員の派遣体制）

（１）緊急時の連絡系統

（２）現地への派遣方法

（３）**現地到着までの所要日数は，２日以内で対応いたします。**

上記のとおり証明いたします。

平成　　年　　月　　日

（あて先）新潟市長

競争入札参加希望者　住　　所

会 社 名

代表者名　　印

別紙２

同等品申請書兼承認書

案 件 番 号　　７９０００

調達物品名　　高度救助資機材

（　／　枚）

No.	品名（材料）	メーカー名・型式	緒元	備考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

※上記のとおり同等品の認定を申請いたします。

平成　　年　　月　　日

住　　所

会 社 名

代表者名　　㊞

※上記の申請品を同等品として承認いたします。

平成　　年　　月　　日

新潟市消防局警防課長　　㊞

平成１９年度

高度救助資機材
仕様書

新潟市消防局

高度救助資機材仕様書

第１　目的

この仕様書は，新潟市（以下「当市」という。）が平成１９年度に購入する，高度救助資機材に関する仕様を定める。

第２　提出書類

受注者は，契約後速やかに当市と細部について協議し，検収予定日の１４日前までに次の書類（Ａ４版ファイルの製本）を３部提出すること。

１　カタログ等（諸元，性能，製造会社，型式が記載されているもの。）
２　社内検査結果（本仕様が満たされていると証明できるもの。）
３　取扱説明書
４　構成品・付属品一覧表

第３　仕様

１　救助資機材仕様

（１）携帯型化学剤検知機

製品は新品であること。

また，緊急消防援助隊設備整備費補助金交付要綱（平成１８年４月１日消防消第４９号）に規定する救助資機材の有毒ガス測定器の規格内容に合致するものとする。

ア　構成

本体，付属品及び収納箱

イ　本体仕様

（ア）標準定性ライブラリで神経剤（サリン，タブン，ソマン，VX），びらん剤（マスタードガス，ルイサイト），血液剤（シアン化水素）が検知できること。
（イ）検知原理は，IMS（イオン移動度スペクトル）方式であること。
（ウ）自動較正機能があり，検出前に特段の作業を必要としないこと。
（エ）検知結果を１０秒程度で表示できること。
（オ）連続測定ができること。
（カ）検知物質の有無を連続的にグラフ表示できること。
（キ）上記以外の物質も未知物質，危険物質として，検知，表示できること。
（ク）表示画面はガス種別名，濃度レベル，バッテリー残量の表示等が可能であること。
（ケ）表示画面はバックライト機能を有すること。
（コ）測定結果が機器本体に保存できること。
（サ）バッテリー1 本で８時間程度連続作動できること。
（シ）本体は振動，衝撃に強いもので，防滴性があり容易に損壊しないものであること。

（ス）本体重量が１Ｋｇ以下であること。

（セ）取扱い説明書（日本語）を付属すること。

ウ　附属品仕様

充電式バッテリー2 個，充電器，テスト用サンプルガス，外部フィルター3 個

エ　収納箱仕様

（ア）本装置及び附属品を収納できる収納箱を備えていること。

（イ）収納箱は，本装置及び附属品を衝撃から守るのに十分な構造であること。

（２） 放射線測定器

製品は新品であること。

また，緊急消防援助隊設備整備費補助金交付要綱（平成１８年４月１日消防消第４９号）に規定する救助資機材の放射線測定器の規格内容に合致するものとする。

ア　構成

各本体及び収納箱各一式

イ　本体仕様

（ア）中性子測定器仕様

１ｃｍ線量当量率が０．０１（μＳｖ／ｈ）～９．９９９（μＳｖ／ｈ）の範囲で測定でき，記録計出力機能を有するものであること。

（イ）表面汚染計仕様

α線，β線の双方が測定でき，記録計出力機能を有するものであること。

（ウ）空間線量計仕様

空気吸収線量率の測定機能を有し，記録計出力機能を有するものであること。

ウ　各測定器収納箱仕様

（ア）装置及び附属品を収納できる収納箱を各種備えていること。

（イ）各収納箱は，本装置及び附属品を衝撃から守るのに十分な構造であること。

２　テロ対策用特殊救助資機材仕様

除染シャワー

製品は新品であること。

また，緊急消防援助隊設備整備費補助金交付要綱（平成１８年４月１日消防消第４９号）に規定するテロ対策用特殊救助資機材の除染シャワーの規格内容に合致するものとする。

（１）構成

ア　除染シャワーテント１基

寸法（展張時）：（縦）約４．６ｍから約６ｍ×（横）約３．３ｍから約４．６ｍ

イ　付属品一式

（ア）ローラー付き処置台 1 台

（イ）移動式給湯器（高出力用）２器

（ウ）汚水回収用水槽１基

（エ）排水ポンプ３基

（オ）移動式ヒーター３基

（カ）その他

スノコ（収納袋付き）３枚，エアーガン４基，給水用ホース，修理用具セット固定ペグ，担架ボード２枚，照明器具６基

ウ　収納袋

（２）除染シャワー仕様

ア　除染テント

（ア）除染テントは，折りたたみ式アルミフレーム（以下「フレーム」という。）の内側に幕帯を取り付けるもので，フレームは破損した場合，交換が容易であること。

（イ）フレームは，積雪や風に対する対荷重性能を高めるための構造で，耐荷重は１㎡あたり約４５ｋｇ以上であること。

（ウ）除染テント内部は３列の通路に仕切られる構造であること。各通路は各カーテンにより３部屋に仕切られ，噴霧ノズルが３個以上設置できる構造であること。

（エ）中央の通路には，ハンドシャワーが３個以上設置できる構造であること。

（オ）除染テントの床面は，除染した汚水がテント外部に漏洩しない構造で，エアー等を注入し漏洩を防止するものは，空気ボンベを活用したエアーガン等で注入できる構造で，除染テント四隅に排水ポンプ取付け用の排水口が設置されており，地面の傾斜に合わせて排水口を選択できること。又はシェルター内汚水プールを設定できる構造であること。

（カ）幕帯は内部を明るくするため白色とする。

イ　ローラー付き処置台

（ア）寸法：（長さ）約５．６ｍ×（幅）約０．６ｍ×（高さ）０．９ｍであること。

（イ）収納時の寸法：（長さ）約１．４ｍ×（幅）約０．２５ｍ×（高さ）約１．０ｍであること。

（ウ）重量：５０ｋｇ以下であること。

（エ）折りたたみ式アルミフレームであること。

（オ）ローラーは樹脂製とし，汚水が溜まりにくい構造であること。

ウ　給湯器

（ア）毎分６０リットル，最低３バールの温水を供給できること。

（イ）給湯能力は，概ね４０，０００㎉／ｈ以上であること。

（ウ）連続使用が１時間以上であること。

（エ）燃料は灯油であること。

（オ）温度安定ミキシング機能を有すること。

（カ）ポンプ車等から水の供給を受けられる構造であること。

エ　汚水回収用水槽

（ア）水槽の構造は，密閉バック式とし，回収容量は約１，９００ℓであること。

（イ）排水ポンプと接続可能であること。

オ　排水ポンプ

（ア）排水能力は，毎分約２４ℓであること。

（イ）呼び水を必要としない構造であること。

カ　収納袋

本テント等及び附属品を収納できる収納袋を備えていること。

３　高度救助資機材

地震警報器

製品は，新品であること。

また，緊急消防援助隊設備整備費補助金交付要綱（平成１８年４月１日消防消第４９号）に規定する高度救助用資機材の地震警報器の規格内容に合致するものとする。

（１）構成

本体（処理部，計測部，警報部），付属品（電源部，ケーブル，壁掛け型表示盤）収納箱

（２）本体仕様

ア　地震の初期微動を感知し，視覚及び聴覚で周知確認できるものであること。

イ　表示画面には推定震度，マグニチュード，震源地からの距離等が表示され，S波到達時間がカウントダウン表示され，到達後は実際に起こった震度情報に切替わるものであること。

ウ　計測部，警報部は防水機能を有し，堅牢なものであり，容易に損壊しないものであること。

エ　本体総重量が２０ｋｇ以下であること。

オ　室内で使用するための壁掛け型の表示盤を有すること。

（３）収納箱仕様

ア　本装置及び付属品を収納できる収納箱を備えていること。

イ　収納箱は，本装置及び付属品を衝撃から守るのに十分な構造であること。

ウ　収納箱に本装置及び付属品を収めた際，収容物が動揺しない構造であること。

４　高度探査装置

（１）電磁波探査装置（生命探査用）

製品は新品であること。

また，緊急消防援助隊設備整備費補助金交付要綱（平成１８年４月１日消防消第４９号）に規定する高度探査装置の電磁波探査装置の規格内容に合致すること。

ア　構成

本体（バッテリー含む），付属品，収納箱

イ　本体仕様

（ア）要救助者の呼吸等の身体の動きを波形画像等により表示できるものであること。

（イ）表示は日本語表示であること。

（ウ）アンテナおよびデーター表示部は堅牢なものであり，容易に損壊しないものであること。

（エ）アンテナ内に電磁波発生装置を備えること。

（オ）アンテナに必要な電源の供給は，本体から若しくはアンテナ内に内蔵されているものであること。

（カ）１００mm厚のコンクリート壁を透過し，検知が可能なものであること。

（キ）要救助者の呼吸等を表示できるシステムからアンテナまで１０m以上離れた場所で検知できるものであること。

（ク）本装置を使用するのに必要な充電器を１個以上備えていること。

（ケ）アンテナ及び要救助者の位置等を表示できるシステムを 3 以上備えること。

ウ　バッテリー仕様

本装置を１２時間連続使用するのに必要な数の予備バッテリーを備えているものであること。（ただし，充電により予備バッテリーを充電し利用できる分の数を除く。）

エ　収納箱仕様

（ア）本装置及び付属品を収納できる収納箱を備えていること。

（イ）収納箱は，本装置及び付属品を衝撃から守るのに十分な構造であること。

（ウ）収納箱に本装置及び付属品を収めた際，収容物が動揺しない構造であること。

オ　その他

（ア）装置, 付属品及び収納箱等の装置全体の合計重量が１２０Ｋｇ以下であること。

（イ）構成品のすべてが防滴以上の防水性能を有しているものであること。

（ウ）装置の使用に際し，電波法等に係る許認可および免許の必要がないものであること。

（２）二酸化炭素探査装置仕様

製品は新品であること。

また，緊急消防援助隊設備整備費補助金交付要綱（平成１８年４月１日消防消第４９号）に規定する高度探査装置の二酸化炭素探査装置の規格内容に合致するものとする。

ア　構成

本体，付属品，収納箱

イ　本体仕様

（ア）要救助者の出す呼吸中の二酸化炭素や排泄物のアンモニアを高感度で検知できるものであること。

（イ）検知範囲は，二酸化炭素が約４００ｐｐm～２，０００ｐｐm，アンモニアが約５ｐｐm～７５ｐｐmの濃度であること。

（ウ）本体の濃度表示部は，検知した物質の濃度の値をデジタル表示し，３段階のランプで警告すること。

（エ）探査プローブ先端には高輝度ＬＥＤ照明を内臓していること。

（オ）探査プローブ先端のＣＣＤカメラはＬＥＤ照明を点灯し，カメラ先端から２m以内の映像をカラーで確認でき，カメラの向きは手元で操作可能なこと。

（カ）本体等は堅牢なものであり，容易に損壊しないものであること。

（キ）表示画面部分はバックライト機能を有すること。
（ク）本体に必要な電源の供給は，バッテリー式とし，バッテリー残圧表示がされること。
（ケ）異物混入を避けるため，異物混入防止用のフィルターを設けること。

ウ　収納箱仕様

（ア）本装置及び付属品を収納できる収納箱を備えていること。
（イ）収納箱は，本装置及び付属品を衝撃から守るのに十分な構造であること。
（ウ）収納箱に本装置及び付属品を収めた際，収容物が動揺しない構造であること。

エ　その他

装置，附属品及び収納箱等の装置全体の合計重量が１０Ｋｇ以下であること。

（３）水中探査装置仕様

製品は新品であること。

また，緊急消防援助隊設備整備費補助金交付要綱（平成１８年４月１日消防消第４９号）に規定する高度探査装置の水中探査装置の規格内容に合致するものとする。

ア　構成

本体（水中ケーブル含む），付属品，収納箱（本体，モニター）

イ　本体仕様

（ア）水中誘導可能な広角レンズ付高感度カラーテレビ型の探査装置であること。
（イ）テレビカメラは４０倍ズーム以上，オートフォーカス機能，チルト機能，パン機能を有するものであること。
（ウ）本体等は堅牢なものであり，容易に損壊しないものであること。
（エ）最大潜行水深は１５０ｍ程度の機能であること。
（オ）最大２ノット以上の潜行，推進機能であること。
（カ）設定向き角度維持制御機能及び設定水深維持制御機能を有するものであること。
（キ）水中ソナーによる遠距離探査機能を有するものであること。
（ク）カラーモニター付きであること。
（ケ）水中ケーブルの長さは１５０ｍ以上，太さは１５ｍｍ以下の中性浮力を有した光複合ケーブルであること。

ウ　収納箱仕様

（ア）本装置及び附属品を収納できる収納箱を備えていること。
（イ）収納箱は，本装置及び附属品を衝撃から守るのに十分な構造であること。

エ　その他

本装置（付属品除く）重量は５０Ｋｇ以下であること。

第４　記入文字及び表示方法

資機材等の表示方法は別表のとおりとする。

※　材質は，リフレックス社製超高輝度反射テープとする。
※　提出書類により，装置等への表示位置の概要図及び文字を提出し，当市消防局警

防課の確認を受けること。

第５　納入及び検査

１　納入先及び数量

納　　入　　先	項　　目	品　　名	数量
新潟市消防局警防課 新潟市中央区東大畑通１番町 ６４３番地２ 電話：０２５－２２３－０２５５	救助資機材	携帯型化学剤検知機	二式
		放射線測定器 （中性子測定器） （表面汚染計） （空間線量計）	各一式
	テロ対策用 特殊救助資機材	除染シャワー	一式
	高度救助資機材	地震警報器	一式
	高度探査装置	電磁波探査装置 二酸化炭素探査装置 水中探査装置	各一式

２　納入検査

納入業者は，履行期限までに当市が行う納入検査を受けること。

３　納入等の経費

納入に係るすべての費用は納入業者が負担すること。

第６　補則

１　保障期間

納入の日から起算して２年間とし保証書を提出すること。ただし，保障期間経過後であっても，設計不良，製作上の欠陥等により故障等を生じた場合は，無償で修復又は取替え等を行うこと。

また，故障等が生じた場合の修理等については，速やかに対応すること。

２　取扱い説明

納入後，当市の担当職員等に対し，専門員を派遣し装置の取扱い説明を行うこと。（日時にあっては，別に指示する。）

３　疑義事項

（１）この仕様書の内容に疑義を生じた場合及び細部については，当市と協議して決定すること。

（２）仕様書の内容の解釈について相違がある場合は，当市の解釈に従うこと。

（３）仕様の変更が必要な場合は，当市の承認を得ること。

（４）この仕様と同等以上の性能を有する品を主張する場合は，入札前に性能資料を提出し，当市消防局警防課の承認を得ること。

別　表

資機材等の記入文字及び表示方法

1　携帯型化学剤検知機

表　示　位　置	表　示　文　字	文字の大きさ	色	字　体
本　　体	新潟市消防局 特別高度救助隊	本体，収納箱等に応じた大きさとする。	別に指示する	丸ゴシック体
収納箱 （上面，側面）	新潟市消防局 特別高度救助隊 携帯型化学剤 検知機			

2　放射線測定器

表示位置	表示文字	文字の大きさ	色	字体
中性子測定器本体	新潟市消防局 特別高度救助隊	本体，収納箱等に応じた大きさとする。	別に指示する	丸ゴシック体
表面汚染計本体				
空間線量計本体				
各収納箱（上面，側面）	中性子測定器 新潟市消防局 特別高度救助隊			
	表面汚染計 新潟市消防局 特別高度救助隊			
	空間線量計 新潟市消防局 特別高度救助隊			

3　除染シャワー

表示位置	表示文字	文字の大きさ	色	字体
除染テント上部，側面	新潟市消防局	本体，収納箱等に応じた大きさとする。	別に指示する	丸ゴシック体
収納袋（側面）				
付属品一式				

4　地震警報器

表　示　位　置	表示文字	文字の大きさ	色	字　体
本体一式 （資機材名除く）	新潟市消防局	本体，収納箱等に応じた大きさとする。	別に指示する	丸ゴシック体
収納箱（上面，側面）	地震警報器 新潟市消防局 特別高度救助隊			

5　電磁波探査装置

表示位置	表示文字	文字の大きさ	色	字体
本体 （資機材名除く）	電磁波探査装置 新潟市消防局 特別高度救助隊	本体，収納箱等に応じた大きさとする。	別に指示する	丸ゴシック体
アンテナ				
収納箱（上面，側面）				

6　二酸化炭素探査装置

表示位置	表示文字	文字の大きさ	色	字体
本体 （資機材名除く）	二酸化炭素探査装置 新潟市消防局 特別高度救助隊	本体，収納箱等に応じた大きさとする。	別に指示する	丸ゴシック体
収納箱（上面，側面）				

7　水中探査装置

表示位置	表示文字	文字の大きさ	色	字　体
本体 （資機材名除く）	水中探査装置 新潟市消防局 特別高度救助隊	本体，収納箱等に応じた大きさとする。	別に指示する	丸ゴシック体
収納箱 （上面，側面）				

様式第３号

入　札　書

平成　　年　　月　　日

新　潟　市　長　様

住　　所

氏　　名　　㊞

受 任 者　　㊞

新潟市契約規則及びこれに基づく入札条件を承認のうえ入札いたします。

入札金額		百			千			円			
入札保証金		百			千			円			
履行期限	平成　　年　　月　　日										
履行場所											
品名	品質・規格	数量	単価	金額							
特約条項											
摘要											

様式第 3 号

〔記載例〕

入　　札　　書

平 成 ○○ 年 ○○ 月 ○○ 日

新 潟 市 長 様

住　　所　○○県○○市○○区○○町
　　○丁目○○番○○号
氏　　名　△△株式会社
　　代表取締役　○○ ○○　　㊞

受 任 者　○○ ○○　　㊞

委任を受けて入札する場合には，
受任者名を記入し，押印してください。

新潟市契約規則及びこれに基づく入札条件を承認のうえ入札いたします。

入 札 金 額	¥ 百 ○ ○ 千 ○ ○ ○ 円 ○				
入 札 保 証 金	百 千 円				
履 行 期 限	平 成 ○○ 年 ○○ 月 ○○ 日				
履 行 場 所	○○部○○課				
品　　名	品 質 ・ 規 格	数　　量	単　　価	金　　額	
△△△△	△△△	□式	○○，○○○	○○○，○○○	
特 約 条 項					
摘　　要					

“仕様書のとおり”
という記載でも結構です。

様式第 2 号

委　　任　　状

平成　　年　　月　　日

新　潟　市　長　様

私は次の者をもって、下記の入札に関する権限の一切を委任いたします。

委 任 者　　住　所

氏　名　　㊞

受 任 者　　氏　名　　㊞

記

件 名

様式第 2 号
〔記載例〕

委　　任　　状

平成○○年○○月○○日

新　潟　市　長　様

私は次の者をもって、下記の入札に関する権限の一切を委任いたします。

委 任 者　　住　所　○○県○○市○○区
○○町○丁目○番○号

氏　名　△△株式会社
代表取締役　○○　○○　　㊞

受 任 者　　氏　名　○○　○○　　㊞

記

件 名　　○○○○○○○○○○○○

別記様式第９号

仮　契　約　書

別紙の物品供給については，新潟市契約規則の規定に従い，当該契約について議会の議決を得たときは，これを本契約とみなすものとし，契約の証として本書２通を作成し，当事者記名押印のうえ，各自１通を保有する。

平成　　年　　月　　日

甲　　発注者　新潟市

代表者　新潟市長　　篠田　　昭　　印

乙　　受注者　住所

氏名　　印

契約書

発注機関：

件　　名	
契 約 金 額	円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　　円	

品名 品質・規格など　　数量　単位	単価	金額

履 行 期 限	平成　　年　　月　　日　　まで
履 行 場 所	
契約保証金	

上記物品の供給について新潟市を甲とし，供給者を乙として，甲乙両者は次の物品供給契約条項及び特約条項の定めるところにより契約を締結し，この契約を証するため，契約書を2通作成し，甲乙両者が記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

物品供給契約条項

(権利義務の譲渡等の制限)
第1条　乙は，甲の書面による承諾がなければ，この契約によって生ずる権利義務を第三者に譲渡し，または担保に供してはならないものとする。
(履行の監督)
第2条　甲は，契約の履行中において，その適正な履行を確保するため，立会いその他の方法により監督をすることができる。
(履行の確認)
第3条　乙は，契約に定める義務を履行したときは，その旨を，甲に通知しなければならない。
2　前項の通知があったとき，甲は，その通知のあった日から10日以内に乙の立会いを求めて，検査を行なうものとし，乙が立会わないときは，乙の欠席のまま，検査をすることができる。
3　熱量，強度の測定，含有量の分析試験等を含む検査について，前項の規定を適用する場合においては，同項中「10日以内」とあるのは「15日以内」とする。
4　甲は，検査の結果，契約に適合しているものと認められる物品は，その引渡しを受けるものとし，契約に適合していないと認める物品は，乙に期間を定めてその物品の取換え，補修若しくは改造させ，さらに甲の検査を受けるよう指示するものとする。この場合において，乙は，甲より取換え，補修若しくは改造を指示されたときは，自己の負担によりすみやかにこれを履行し，甲に通知しなければならない。
5　前項後段の規定による検査を行なうときの期間の算定は，甲が乙から取換え，補修若しくは改造を履行した旨の通知を受けた日から起算する。
6　甲は，検査の結果，契約に適合していないものと認めるものであっても，適合していない程度が軽微で，甲が使用するに支障がないと認めるものについては，契約金額を減額して引渡しを受けることができる。
(所有権の移転)
第4条　供給物品の所有権は，甲が検査に合格したものと認めたときをもって，乙から甲に移転するものとする。
2　供給物品の容器，外包の所有権は，契約に定めがある場合を除き，甲に帰属するものとする。
(不合格品の引取り)
第5条　乙は，甲が検査の結果，契約に適合していないと認める物品(第3条第6項の規定による物品を除く。以下同じ。)については，甲の指定した期間内に履行の場所から自己の負担により，搬出しなければならないものとする。
2　甲は，乙が前項に違反した場合は，その物品の保管について責を負わないものとし，必要があると認めるときは，任意に処分することができる。
(契約金額支払の時期)
第6条　甲は，供給物品の所有権が甲に移転したのち，乙の請求により契約金額を支払うものとする。
2　前項の支払は，甲が，乙の適法な請求書を受理した日から30日以内にしなければならないものとする。
(支払遅延利息)
第7条　乙は，甲の責に帰すべき理由により，前条第2項に定める期間内に契約金額を支払わなかったときは，政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条の規定により，指定された率で，甲に対し，支払遅延による遅延利息を請求することができる。
(検査の遅延)
第8条　甲が，その責に帰すべき理由により，第3条第2項及び第3項に定める期間内に検査をしないときは，その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は，第6条第2項の期間(以下「約定期間」という。)の日数から差し引くものとし，また，その遅延期間が約定期間の日数をこえる場合は，約定期間は満了したものとし，乙は，そのこえる日数に応じ，前条の規定の例により遅延利息の支払いを請求することができる。
(契約保証金の還付)
第9条　契約保証金は，次の各号の一に該当する場合に還付する。
(1)　乙が契約に定める義務の履行を完了したとき。
(2)　甲が第12条第1項または第13条により契約を解除したとき。
(遅延届)
第10条　乙は，契約の定める履行期限までに，義務の履行をすることができないと認めたときは，直ちに，その理由，納入予定日等を書面をもって甲に届け出て，その指示を受けなければならない。
(違約金)
第11条　甲は，乙が正当な理由がなく契約の履行を遅延したときは，遅延日数1日につき，契約金額(単価契約の場合は，契約単価の確定納入数を乗じた金額とする。)の1,000分の1に相当する額の違約金を徴収することができる。
2　前項の違約金は，契約金額支払いの際にその契約金額から控除し，または契約保証金が納入されているときは，これをもって違約金に充て，なお，不足があるときは，追徴するものとする。
(甲の解除権)
第12条　甲は，必要があるときは，契約を変更し，若しくは中止させ，または解除することができる。
2　甲は，乙が新潟市契約規則(以下「契約規則」という。)第36条第1項各号の一に該当する場合は，契約を解除することができる。
3　前項の規定により契約が解除された場合において，乙は，甲に対し，契約金額(単価契約の場合は，契約単価に入札または見積合わせ時の予定数量を乗じた額)の10分の1に相当する額以上の違約金を甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし，契約保証金の納付またはこれに代わる担保の提供が行われているときは，甲は，当該契約保証金または担保をもって違約金に充当することができる。
(乙の解除権)
第13条　乙は，甲の責に帰すべき理由により，契約の履行をすることができなくなったときは，契約の変更，若しくは中止，または解除を申し出ることができる。災害その他さけることのできない特別の理由により契約の履行をすることができなくなったときも，また同様とする。
2　甲は，前項による乙の申し出があったときは，契約を変更し，若しくは中止させ，または解除することができる。
(損害賠償)
第14条　甲が，第12条第2項により契約を解除した場合において，甲に損害があるとき，または第12条第1項若しくは第13条第1項前段の規定により契約を変更し，若しくは中止させ，または解除した場合において，乙に損害があるときは，甲または乙は，それぞれ乙または甲に対し，その損害賠償を請求することができる。
2　前項の損害額は，甲乙両者協議のうえ定めるものとする。
3　第1項により甲が乙に損害を賠償させるときは，契約金額支払いの際に，その契約金額から控除し，または契約保証金が納入されているときは，これをもって損害に充て，なお不足があるときは追徴するものとする。
(既済物品の処置)
第15条　契約が解除された場合において，すでに履行場所へ納入されている物品，または既済の物品があるときは，甲が検査のうえ，契約に適合するものと認めるものにかぎり，その代価を支払い，甲が取得することができる。
(危険負担)
第16条　供給物品の所有権移転前に生じた損害は，甲の責に帰すべきもののほか，すべて乙の負担とする。
(かし担保)
第17条　甲に所有権が移転した日から1年間のうちに，当該供給物品にかしがあると認めるときは，乙は，甲の指示により，その供給物品を取換え，若しくはそのかしを補修し，またはそのかしによって生じた滅失，若しくは損傷等による損害を賠償しなければならない。
(秘密の厳守)
第18条　乙は，この契約の履行に関し知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。この契約が終了し，または解除された後においても同様とする。
(個人情報の保護)
第19条　乙は，この契約の履行に関し知り得た個人情報(個人に関する情報であって，特定の個人が識別され，または識別され得るものをいう。)がある場合は，その保護の重要性を認識し，個人の権利利益を侵害することのないよう，これを適正に取り扱わなければならない。
(規則等の適用)
第20条　この契約に定めない事項については，契約規則及び関係法令に定めるところにより従うものとし，契約に関し疑義が生じたときは，甲乙両者協議のうえ定めるものとする。